

# 地域生活支援事業の障害相談業務に対する市町村担当者の理解

—障害児（者）地域療育支援事業の観点より—

松山 郁夫\*1・大石 浩\*2

Awareness of Social Workers about Consultation for Disabled Person

Ikuo MATSUYAMA・Hiroshi OOISHI

## 要 旨

本研究においては、障害者自立支援法全面施行直前の2006年9月時点の市町村の地域生活支援事業における障害相談業務に対して担当者がどの程度理解していると認識しているのかを明らかにするとともに、市町村の規模による担当者の認識の違いについても検討した。独自に作成した質問紙によるアンケート調査を実施した結果26市町村から回答があった。これらの市町村の障害福祉担当者は、相談業務の多くについての理解の程度が低く、特に、発達障害への相談業務に関する理解の程度が低いと認識していた。さらに、障害福祉担当者3人以上の市町村よりも2人以下の市町村の方が、障害相談の約4割について理解の程度が低いと認識していることが示された。具体的には、発達障害児者における就労支援相談、住居、教室等環境設定相談、パニック等の対処法等相談、ケアマネジメントにおける聞き取り調査等発達障害に関することが多く、加えて、利用者とデイサービス、ショートステイ等を行っている事業所との仲介、障害児者の進路相談、服薬の相談のような他機関との調整を要すること、および成年後見人制度に関する相談やケアプラン作成のような専門的知識を要することについてであった。

**Key words** : 障害者自立支援法 地域生活支援事業 相談支援 障害福祉担当者 相談業務

## I. はじめに

支援費制度が始まってそれほど期間が経過していないにもかかわらずもう制度を変えるのかという不信の声も多かったが<sup>\*)</sup>、2005年11月に障害者自立支援法が成立し、2006年4月から施行され10月から全面施行となった。これに伴って、障害者に対する相談支援業務の実施主体は都道府県から市町村に移行され、市町村地域生活支援事業（市町村必須業務、社会福祉法人等委託も可）として行われることになった。

障害者自立支援法では、市町村は厚生労働省令で定めるところにより地域生活支援事業として次に掲げ

\*1 佐賀大学文化教育学部健康スポーツ科学講座

\*2 鹿児島県地域生活支援センター「集（つどい）」

る事業を行うものとする（第77条第1項）とされ、同項第1号で「障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力および適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業」と規定している<sup>2)</sup>。

地域生活支援事業において相談支援は必須事業として掲げられ、市町村が自ら実施するか指定相談支援事業者に委託するか等で行われる。2006年10月より障害種別にかかわらず相談支援事業は市町村に一元化された。財源は交付税となっている。

2006年10月より障害者自立支援法が全面施行されるときに、障害者に対する相談業務も地域生活支援事業の中に盛り込まれることになったため、市町村の裁量によってより自由なサービスを行うことが可能になった。しかし自治体によっては、財政難を理由にサービスを維持できるだけの交付税負担金および補助金がでない可能性がある<sup>3)4)</sup>。また、市町村によっては事業者に委託することをやめて、市町村の障害福祉担当者だけで行うと財政的負担が軽くなると考え、市町村独自で行う動きを見せている自治体もある。

障害者自立支援法の改正のポイントの一つとして「支援費制度によって生じた地域格差を少なくし、自治体の違いによってサービスの質、量に差が出ることを防ぐ」とうたわれている。しかしながら実際には、市町村に裁量の幅を広く取ったことにより障害福祉への取り組みに対する市町村の意欲の差、および財政面の格差がそのままサービスの質の格差となって表れている。

特に相談支援事業に関しては、発達障害への相談業務のような市町村担当職員にとって理解することが困難な相談業務を含んでいる。発達障害の状態像や障害特性を把握することには困難さが伴うために発達障害への対応が十分にできないだけでなく、障害福祉担当者の周囲の職員にとっては発達障害に対する対応の困難さを理解することが難しいという問題もはらんでいる。

これまで、知的障害児（者）に関する専門的立場から支援を行ってきた障害児（者）地域療育等支援事業が、2006年10月より障害児等療育支援事業に変更された。また、一般相談事業（通称コーディネーター事業）が市町村主体の地域生活支援事業に盛り込まれることにもなった。したがって、今後一般的な相談に関しては市町村窓口で応じ、より専門的内容に関するものについては実績のある療育支援事業所が担う必要があると考えられる。市町村単独で行うとサービス格差がでてくる恐れがあるため、今までコーディネーターが担ってきた圏域を検討した上で広域による対応が求められよう。

2006年9月までは、市町村障害者生活支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業における相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターが障害者に対する相談を担ってきたが、これらの相談支援が相談支援事業に移行するものとして捉えられる<sup>5)</sup>。

地域生活支援事業において障害者に対する相談支援を市町村独自で行う場合、財政難を理由に人員配置が十分になされないことによる相談業務の量的な低下と市町村格差が懸念される。また、担当者の相談業務に対する理解の程度の違いがあれば、相談業務の質における市町村格差が生じることも予測される。さらに、状態像を把握することに難しさがある自閉症等の発達障害について十分な相談を行うことには困難さが伴うことが危惧される。

相談支援が円滑に行われるためには、担当者自身が相談業務についてどの程度理解しているのかを認識しておくことが必要だと考えられる。それでは、市町村の障害相談支援担当者は相談支援事業が市町村に一元化される直前の時点で、障害相談業務に関してどの程度理解していると認識しているのだろうか。このことは2006年10月以降の相談支援の成否に影響することも考えられる。

以上のことから、本研究では障害者自立支援法が全面施行される2006年10月直前の時点で、市町村の地域生活支援事業における障害相談業務に対して担当者がどの程度理解していると認識しているのかを明らかにすることとする。さらに、市町村の障害福祉担当者数の多少による担当者の認識の違いについても検討する。

## Ⅱ. 方 法

### 1. 調査対象と調査項目

調査対象は市町村の障害福祉担当者とした。合計26の市町村からの回答については、すべて全質問項目に回答をしていたため有効回答率は100%であった。

調査項目に関しては、市町村の人口、障害相談の担当者数、2006年10月以降に障害相談を実質的に行う主体や形態についてである。

計26か所の市町村のプロフィールは次の通りである。

市町村人口については、5千人未満が2か所（7.7%）、5千人～1万人が8か所（30.8%）、1万人以上～5万人が13か所（50.0%）、5万人～10万人が3か所（11.5%）であった。

障害福祉担当者数については、0人（児童、高齢者等と兼務）が2か所（7.7%）、1人が3か所（11.5%）、2人が8か所（30.8%）、3人が6か所（23.1%）、4人が2か所（7.7%）、5人が1か所（3.8%）、6人が1か所（3.8%）、7人が1か所（3.8%）、8人以上が2か所（7.7%）であった。

市町村人口別の障害福祉担当者数は表1のとおりであった。

2006年10月以降の障害相談については、「すべて市町村自身で行う」6か所（23.1%）、「3障害を統一した形で一つの事業所に委託する」4か所（15.4%）、「それぞれの障害種別ごとに法人に委託する」11か所（42.3%）、その他5か所（19.2%）であった。

表1 市町村人口別障害相談担当者数

障害相談担当者数	5千人未満	5千人～1万人	1万人～5万人	5万人～10万人	合 計
0人（児童、高齢者等と兼務）	1（3.8%）	1（3.8%）			2（7.7%）
1人	1（3.8%）	2（7.7%）			3（11.5%）
2人		3（11.5%）	5（19.2%）		8（30.8%）
3人		2（7.7%）	4（15.4%）		6（23.1%）
4人			2（7.7%）		2（7.7%）
5人				1（3.8%）	1（3.8%）
6人				1（3.8%）	1（3.8%）
7人			1（3.8%）		1（3.8%）
8人以上			1（3.8%）	1（3.8%）	2（7.7%）
合 計	2（7.7%）	8（30.8%）	13（50.0%）	3（11.5%）	26（100.0%）

### 2. 調査期間と調査方法

2006（平成18）年9月の1か月間を調査期間とした。無作為に選んだ市町村100か所に障害児（者）地域療育等支援のコーディネーターを通じて配布するか、あるいは直接ファックスにて配布することにした。アンケート用紙に記載後ファックスにて返送してもらい、市町村26か所から回答が得られた（回収率26.0%）。

### 3. 調査内容と分析方法

予備調査として、各市町村障害相談担当者5人に、障害児（者）地域療育支援事業、精神障害者地域生活支援事業等で今まで障害相談として行ってきたことを聞いた。その結果から、市町村の障害福祉担当者の障害相談に対する理解の程度について問う38項目からなるアンケート調査票を作成した。

調査方法は質問紙法による。障害相談の理解の程度について問う38項目の質問をした。回答は、「まったく理解していない」を1点、「あまり理解していない」を2点、「やや理解している」を3点、「かなり理解している」を4点、「非常に理解している」を5点と等間隔で表記し、あてはまる数字に○をつけるようにした。

以上の質問項目ごとに、26か所全体、障害福祉担当者3人以上の市町村、障害福祉担当者2人以下の市町村の担当者各々の平均値と標準偏差を算出した。さらに、質問項目ごとに、障害福祉担当者3人以上の市町村と障害福祉担当者2人以下の市町村との間でt検定を行った。なお、障害福祉担当者3人以上の市町村、障害福祉担当者2人以下の市町村の担当者各々の平均値と標準偏差を算出したのは、障害福祉担当者が2人以下の場合役割分担や組織的対応が困難であることによって、担当者が3人以上の場合とでは、障害相談の理解の程度に関する認識に違いがあることが予測されるためである。

## Ⅲ. 結 果

26市町村全体の障害福祉担当者に対する38の質問項目の平均値と標準偏差は、表2のとおりであった。30項目（全項目の78.9%）の平均値は3.0以下であった。その内、平均値が2.0以下の項目はなかったが、平均値が低い方から平均値が2.5未満までを列举すると「知的、発達障害児（者）におけるパニック等の対処法等相談」「臨床心理士OT、PT、ST等専門家との連携」「発達障害児者ケアマネジメントにおける聞き取り調査」「服薬等の相談（他の機関への仲介）」「自閉症に関する基本的理解に関する相談」「発達障害に対する基本的理解に関する相談」「発達障害児者における就労支援相談」「障害児、者（上記4障害すべてを含む）の進路相談」「余暇支援に関する相談」「身体障害児者における就労支援相談」「知的障害児者における就労支援相談」「精神障害児者における就労支援相談」「ケアプラン作成」であった。

障害福祉担当者3人以上の13市町村では28項目（全項目の73.7%）の平均値が3.0以下であった。平均値が2.0以下の項目はなかった。

障害福祉担当者2人以下の13市町村では33項目（全項目の86.8%）の平均値が3.0以下であった。特に、平均値が2.0以下の項目は平均値が低い方から「知的、発達障害児（者）におけるパニック等の対処法等相談」「発達障害児者ケアマネジメントにおける聞き取り調査」「服薬等の相談（他の機関への仲介）」「知的障害児者ケアマネジメントにおける聞き取り調査」「障害児、者（上記4障害すべてを含む）の進路相談」「発達障害児者における就労支援相談」「ケアプラン作成」であった。

障害福祉担当者3人以上の市町村と障害福祉担当者2人以下の市町村との間で、各々の平均値と標準偏差を使ってt検定をすると「デイサービス、ショートステイ等、利用者と事業所との仲介」「知的障害児者における就労支援相談」「精神障害児者における就労支援相談」「発達障害児者における就労支援相談」「発達障害児者における住居、教室等環境設定相談」「成年後見人制度に関する相談」「ケアプラン作成」「障害児、者（上記4障害すべてを含む）の進路相談」「知的、発達障害児（者）におけるパニック等の対処法等相談」「服薬等の相談（他の機関への仲介）」「各相談に対する家庭訪問等の手段における活動」「他の地域資源との連携を保った活動」「知的障害児者ケアマネジメントにおける聞き取り調査」「発達障害児者ケアマネジメントにおける聞き取り調査」の14項目（全項目の36.8%）に有意差があり、すべて障

害福祉担当者2人以下の市町村の方が低かった（表3）。

表2 市町村の障害福祉担当職員における障害相談業務の理解についての平均値と標準偏差

	質問項目	平均値	標準偏差
1	身体障害者手帳、療育手帳等、福祉手帳の相談	4.00	.938
2	入所、通所施設等福祉施設の相談	3.65	.936
3	入所、通所施設等福祉施設の紹介	3.62	.852
4	障害者自立支援法における給付等相談	3.42	.857
5	デイサービス、ショートステイ等、利用者と事業所との仲介	3.15	.925
6	障害者自立支援法における全般的相談（法律の解釈等）	2.96	.720
7	発達障害者支援法における全般的相談（法律の解釈等）	2.85	.881
8	障害者自立支援法における利用者の自己負担の相談	3.38	.752
9	身体障害児者における就労支援相談	2.42	.643
10	知的障害児者における就労支援相談	2.42	.643
11	精神障害児者における就労支援相談	2.42	.758
12	発達障害児者における就労支援相談	2.35	.797
13	身体障害者における住居（住宅改修含む）相談	3.12	.816
14	知的障害者における住居（住宅改修含む）相談	3.08	.891
15	発達障害児者における住居、教室等環境設定相談	2.50	.761
16	成年後見人制度に関する相談	2.50	.707
17	ケアプラン作成	2.45	.745
18	自立支援協議会設置	2.69	.788
19	障害児、者（上記4障害すべてを含む）の進路相談	2.35	.689
20	知的障害児者におけるコミュニケーションについての相談	2.54	.811
21	知的、発達障害児（者）におけるパニック等の対処法等相談	2.19	.939
22	障害者本人の話（おしゃべり等）における対応	2.69	.884
23	服薬等の相談（他の機関への仲介）	2.23	.908
24	各障害児者の年金の相談	2.81	.895
25	知的障害、発達障害児者への周囲の理解等相談	2.77	.710
26	地域ネットワークの構築等に対する相談	2.50	.648
27	障害を有する方の親の会設置に対する相談	2.73	.778
28	障害認知（障害を持つ親に対する）についての相談	2.62	.804
29	障害を有する方本人の会設置に対する相談	2.54	.647
30	余暇支援に関する相談	2.38	.637
31	発達障害に対する基本的理解に関する相談	2.31	.736
32	自閉症に関する基本的理解に関する相談	2.26	.667
33	学校等における障害理解等の啓蒙啓発活動	2.54	.761
34	各相談に対する家庭訪問等の手段における活動	2.65	.797
35	他の地域資源との連携を保った活動	2.62	.852
36	知的障害児者ケアマネジメントにおける聞き取り調査	2.42	.758
37	発達障害児者ケアマネジメントにおける聞き取り調査	2.23	.710
38	臨床心理士 OT、PT、ST 等専門家との連携	2.19	.749

※ 市町村全体26か所

表3 市町村の障害福祉担当職員における障害相談業務の理解についての平均値と標準偏差  
(障害福祉担当者数別)

質問項目	3人以上市町村		2人以下市町村		t 値
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
1 身体障害者手帳、療育手帳等、福祉手帳の相談	3.77	1.235	4.23	.439	-1.270
2 入所、通所施設等福祉施設の相談	3.54	1.127	3.77	.725	-.621
3 入所、通所施設等福祉施設の紹介	3.62	1.044	3.62	.650	.000
4 障害者自立支援法における給付等相談	3.54	.877	3.31	.855	.679
5 デイサービス、ショートステイ等、利用者と事業所との仲介	3.54	.967	2.77	.725	2.294*
6 障害者自立支援法における全般的相談（法律の解釈等）	3.08	.862	2.85	.555	.812
7 発達障害者支援法における全般的相談（法律の解釈等）	2.92	1.115	2.77	.599	.438
8 障害者自立支援法における利用者の自己負担の相談	3.31	.751	3.46	.776	-.514
9 身体障害児者における就労支援相談	2.62	.650	2.23	.599	1.568
10 知的障害児者における就労支援相談	2.69	.630	2.15	.555	2.312*
11 精神障害児者における就労支援相談	2.77	.725	2.08	.641	2.580*
12 発達障害児者における就労支援相談	2.69	.751	2.00	.707	2.420*
13 身体障害者における住居（住宅改修含む）相談	3.23	.927	3.00	.707	.714
14 知的障害者における住居（住宅改修含む）相談	3.23	.927	2.92	.862	.876
15 発達障害児者における住居、教室等環境設定相談	2.85	.800	2.15	.555	2.563*
16 成年後見人制度に関する相談	2.85	.800	2.15	.376	2.823**
17 ケアプラン作成	2.69	.751	2.00	.577	2.635*
18 自立支援協議会設置	2.92	.760	2.46	.776	1.532
19 障害児、者（上記4障害すべてを含む）の進路相談	2.69	.630	2.00	.577	2.920**
20 知的障害児者におけるコミュニケーションについての相談	2.77	.725	2.31	.855	1.485
21 知的、発達障害児（者）におけるパニック等の対処法等相談	2.62	1.044	1.77	.599	2.535*
22 障害者本人の話（おしゃべり等）における対応	3.00	.577	2.38	1.044	1.860†
23 服薬等の相談（他の機関への仲介）	2.62	.870	1.85	.801	2.346*
24 各障害児者の年金の相談	3.08	1.038	2.54	.660	1.578
25 知的障害、発達障害児者への周囲の理解等相談	2.92	.760	2.62	.650	1.109
26 地域ネットワークの構築等に対する相談	2.62	.650	2.38	.650	.905
27 障害を有する方の親の会設置に対する相談	3.00	.707	2.46	.776	1.849†
28 障害認知（障害を持つ親に対する）についての相談	2.85	.689	2.38	.870	1.500
29 障害を有する方本人の会設置に対する相談	2.62	.506	2.46	.776	.599
30 余暇支援に関する相談	2.46	.519	2.31	.751	.608
31 発達障害に対する基本的理解に関する相談	2.46	.660	2.15	.801	1.069
32 自閉症に関する基本的理解に関する相談	2.38	.506	2.15	.801	.878
33 学校等における障害理解等の啓蒙啓発活動	2.69	.751	2.38	.768	1.033
34 各相談に対する家庭訪問等の手段における活動	3.00	.707	2.31	.751	2.420*
35 他の地域資源との連携を保った活動	3.00	.817	2.23	.725	2.540*
36 知的障害児者ケアマネジメントにおける聞き取り調査	2.85	.555	2.00	.707	3.395**
37 発達障害児者ケアマネジメントにおける聞き取り調査	2.62	.650	1.85	.555	3.244**
38 臨床心理士 OT、PT、ST 等専門家との連携	2.31	.855	2.08	.641	.779

※ †.05<p<.10 \*p<.05 \*\*p<.01

※ 市町村全体26か所 障害福祉担当者3人以上市町村13か所 障害福祉担当者2人以下市町村13か所

#### Ⅳ. 考 察

障害者自立支援法は、利用者負担の見直しにとどまらず2006年10月に新支給決定プロセスや新事業体系関係が施行されることにより、それ以前から利用しているサービスを継続できるのかという問題に直面することになる<sup>6)</sup>。障害者自立支援法の全面施行の直前で、相談支援の準備のために担当職員が追われていることや相談業務に関して理解することが難しいことにより、今回の質問紙調査に対して回答することを躊躇した市町村が多かったために、アンケートの回答率が低かったことが推察される。

回答があった26市町村の人口はすべて10万人以下であった。これらの市町村の障害福祉担当者は、相談業務の8割程度については理解していない方の認識を持っていた。障害者自立支援法の成立から施行まで5か月間しかなく（介護保険制度の場合は2年4か月間あった）、これほどの大がかりな法改正にしては準備不足であることは否めない<sup>7)</sup>。このため、市町村の障害福祉担当者が相談業務について十分検討して理解することが困難な状況にあると考えられる。

自閉症等の発達障害児への療育や相談を行う場合その状態像を把握する必要があるが、状態像を理解することは難しい。臨床的には発達障害がある場合、自閉症に見られるような対人関係における質的な障害を抱えているケースが多いため、発達障害に関する相談支援のためには自閉症に対する理解は避けられないものになっている<sup>8)</sup>。また、社会適応上の問題は複雑で周囲が対応の仕方に悩むことが少なくない<sup>9)</sup>。発達障害にかかわる者は単にその状態を理解し受容するだけでなく、自我の発達や自制心の強化を意図した働きかけの大切さを認識する必要があるとされている<sup>10)</sup>。

したがって、自閉症等の発達障害児者に顕著に見られるパニック等の問題行動への対処や相談、ケアマネジメントのための調査、障害の理解に関する相談、就労支援相談等を行うためには、自閉症等の発達障害に関する知識だけでなく療育経験も必要である。このため、市町村の障害福祉担当者が発達障害に関する相談業務の理解の程度が低いと認識しているのは、自閉症等の発達障害に関して理解することにかかりの困難さがあるためだと考えられる。

また、臨床心理士、OT、PT、ST等の専門職と連携するためにはチームアプローチを行った経験があること、もしくはこれらの専門職の業務内容について熟知しておくことが不可欠である。服薬等での医療機関への仲介、障害児者の進路、就労、余暇等の支援に関する相談、ケアプランの作成についても知識だけでなくかなりの期間実際に対応した経験も求められる。したがって、これらの相談業務については、市町村の障害福祉担当者にとって対応が難しい面があるために理解の程度が低いと認識することになるのであろう。

障害福祉担当者2人以下の市町村の障害福祉担当者は、障害相談のほとんどについて理解の程度が低い方の認識を持っていた。特に、自閉症等の発達障害に関する相談の理解についての認識は低かった。さらに、障害福祉担当者3人以上の市町村よりも障害福祉担当者2人以下の市町村の方が、障害相談の4割近くについて理解の程度が低いと認識していることが示された。具体的には、発達障害児者における就労支援相談、住居、教室等環境設定相談、パニック等の対処法等相談、ケアマネジメントにおける聞き取り調査等発達障害に関することが多く、デイサービス、ショートステイ等、利用者と事業所との仲介や障害児者の進路相談、服薬等の相談のような他機関との調整を要すること、および成年後見人制度に関する相談、ケアプラン作成のような専門的知識を要することであった。

障害福祉担当者が少ない市町村の場合相談業務の内容が多岐に渡ることもあり、障害福祉担当者は、障害福祉に関する広範な領域、自閉症等の発達障害に関する相談、関係機関との調整、および専門的知識を要する相談業務について理解しているという認識を持つにはかなりの困難さが伴うことが考えられる。

発達障害の問題を解決しようとする場合他機関と連携を取り合っていくことが大切で、関係機関のネットワークづくりが必要だという指摘がある<sup>11)</sup>。特に、障害福祉担当者が少ない市町村の場合、発達障害の相談業務に対応するために関係機関のネットワークを構築することとその役割を担うことが一層重要になる。

地域生活支援事業は、市町村が創意工夫によって利用者の状況に応じて柔軟に実施するものであるとされている<sup>12)</sup>。しかしながら本研究においては、今後障害者自立支援法における地域生活支援事業のなかで、円滑に障害相談支援を行うことが市町村に課せられているにもかかわらず、障害福祉担当者は相談業務の多くについて理解の程度が低いと認識していること、自閉症等の発達障害に関する相談の理解の程度はさらに低いと認識していることが明らかになった。また、障害福祉担当者が3人以上の市町村と2人以下の市町村で比較すると、2人以下の少ない市町村における相談業務の理解の程度が低いと認識しているものが見られた。このため、障害福祉担当者が少ない場合相談業務についての理解を深めることが求められる。ただし、市町村の規模が小さいことによる財政難の問題を抱えているため、相談支援の技量の向上を図るための創意工夫をすることが不可欠となる。

今後、障害者自立支援法が全面施行される2006年10月以降の地域生活支援事業の相談支援担当者が障害相談業務に対してどのような認識を持っているのかを明らかにすることによって、市町村の障害相談支援の課題について検討することが必要だと考えられる。

#### 【引用文献】

- 1) 生川善雄 障害者自立支援法をめぐって 発達障害研究 28(1) 66-68 2006
- 2) 野崎和義監修/ミネルヴァ書房編集部編 平成18年度版社会福祉六法 ミネルヴァ書房 617 2006
- 3) 朝日新聞平成18年9月25日号朝刊 2006
- 4) 別府発達医療センター 生活支援センターはつと通信第35号 平成18年3月1日号 2006
- 5) 坂本洋一 よくわかる障害者自立支援法 中央法規出版 26-33 2006
- 6) 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課障害者自立支援準備担当 障害者自立支援法と自治体施策 ノーマライゼーション6月号 38-41 2006
- 7) 藤井克徳 障害者自立支援法成立後の課題(シンポジウム「障害者自立支援法案とリハビリテーション」) リハビリテーション研究 127 3-19 2006
- 8) 片桐正敏 軽度発達障害の認知的特徴を生かした支援とは 情緒障害教育研究紀要 24 171-174 2005
- 9) 松山郁夫 軽度発達障害幼児期の不適応行動に対する保育士の認識 佐賀大学文化教育学部研究論文集 11(1) 123-131 2006
- 10) 松山郁夫 軽度発達障害の社会適応について 佐賀小児保健研究 7 33-38 2006
- 11) 円城寺しずか・大塚和子 ちょっと気になる子どもと発達障害 佐賀小児保健研究 7 10-16 2006
- 12) 社会・援護局障害保健福祉部企画課 障害者自立支援法による改革 厚生労働 3 5-23 2006

#### 謝 辞

調査に際し、障害児(者)地域療育支援のコーディネーターの方々および市町村の障害相談担当の方々にご協力いただきました。記して感謝申し上げます。